

福岡市屋台営業候補者
募集要項

令和8年4月

福岡市経済観光文化局

目 次

1 概要

- (1) 募集の趣旨
- (2) 求める人材
- (3) 屋台の主なルール

2 募集の内容

- (1) 募集区画
- (2) 募集から営業開始までのスケジュール
- (3) 応募資格
- (4) 応募手続
- (5) 審査の手順
- (6) 1次審査（筆記試験）
- (7) 2次審査（書類審査・面接審査）
- (8) 屋台従事体験（任意）について
- (9) 屋台営業候補者決定後の流れ
- (10) 営業地区及び営業区画の決定
- (11) 応募に関する留意事項

3 屋台営業に伴う許可等について

- (1) 申請窓口等について
- (2) 市道等占用許可の通算期間の上限
- (3) 問い合わせ先一覧

【資料】

- ・募集区画（別図1、2、留意事項一覧）
- ・応募書類チェックリスト

【応募様式】

- ・公募屋台営業候補者応募申請書（様式第8号）
- ・希望調査票（様式1）

【その他様式】

- ・質問書（様式2）
- ・辞退届（申請取下書）（様式3）

1 概要

(1) 募集の趣旨

屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的として、福岡市屋台基本条例（平成25年9月1日施行。以下「条例」という。）が作られました。

この公募では、条例に基づき、屋台営業がまちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮することができると思われる場所において、市道等占用許可又は公園占用等許可を受けることができる「屋台営業候補者（※）」の募集を行います。

※ 屋台営業候補者：屋台営業候補者に決定した後、必要な許可を得て屋台営業者となります。（詳細は11、12ページ参照）

募集期間	令和8年4月27日(月)～6月8日(月)
審査手順	1次審査（筆記試験） 2次審査（書類審査・面接審査）
営業期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間） ※更新により、最長で令和19年3月31日まで可能（10年間）

(2) 求める人材

福岡市では、以下の基本理念や屋台営業者等の責務を十分に理解し、公共空間を利用することの自覚と責任を持ちながら、適切に屋台を営業できる人材を求めています。

本公募においては、福岡市が求める人材を屋台営業候補者として決定するにあたり、福岡市屋台選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、屋台営業候補者として適当と認める者を選定（審査）します。

① 基本理念

条例第2条では、屋台が有する効用の活用及び屋台営業の適正化について、市及び屋台営業者等が、相互に連携し、それぞれに責務と役割を果たすことにより、次に掲げる屋台の実現を目指すことを掲げています。

- ・市民、地域住民及び観光客に理解され、愛される屋台
- ・観光資源として福岡市を広報することができる屋台
- ・まちににぎわいや人々の交流の場を創出する都市の装置としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台

② 屋台営業者等の責務

条例第5条では、屋台営業者等（屋台営業者及び屋台営業従事者）の責務として、次のことを掲げています。

- ・屋台営業に関する法令、条例及び規則（以下「関係法令等」という。）を遵守した適正な営業を行うこと
- ・安全で安心な飲食及びサービスを提供し利用者の信頼を確保すること
- ・屋台の魅力を高めること、並びに地域住民の生活環境に配慮し、清掃活動への参加など地域への貢献に努めること

(3) 屋台の主なルール

① 屋台の構造

条例では、リヤカーや荷車などの軽車両に飲食店営業のための設備（調理台又はカウンター）を備え付けたものを屋台であると定義しています。

火災等の緊急時に速やかに移動できるようにするため、耐荷重等の基準を満たす車輪を備え付けている必要があります。

「車体積み込み式屋台」のご準備を推奨します！

屋台の骨組みのほか、屋台に必要な設備・器材を軽トラックの荷台等へ積み込んでいるタイプの屋台です。

屋台専門の大工の減少に加え、屋台用の駐車場の確保が非常に困難となっています。そのような課題への対応として非常に効果的であり、また、月々の屋台用の駐車場代が不要になるというメリットもあります。



② 営業時間等

- ・営業時間は、午後5時から翌日の午前4時までです。なお、屋台及び器材の搬入・搬出に要する時間を含みます。
- ・営業時間中は、常時、営業者本人がいなければなりません。（本人営業）
- ・屋台の規格（間口3メートル以内、奥行2.5メートル以内）からはみ出して飲食を提供してはいけません。
- ・屋台の規格内（間口3メートル以内、奥行2.5メートル以内）に設置できない器材（客席や囲いを除く）を設置できる範囲は、間口5メートル、奥行3メートル以内で、歩行者等の安全な通行の妨げとならない範囲です。

※ 周囲の状況により、間口5メートル、奥行3メートルが確保できない場合があります（募集区画【留意事項一覧】参照）。

③ その他

- ・飲食物の提供以外の営業行為（物販など）はできません。
- ・生ものは提供できません。提供直前に十分に加熱をしなければなりません。
- ・テイクアウトやデリバリーはできません。

このほかにも屋台に関するルールは数多くあります。

応募を検討される方は、必ず次ページ以降や参考資料等を熟読してください。

2 募集の内容

(1) 募集区画

屋台営業候補者の募集区画は、別図1～2に示す計23区画ですが、6つの地区に分けて募集を行います。

営業希望地区（希望順位）については、1次審査通過後に「福岡市屋台営業計画書」に記載していただきます。

※ 応募時に「希望調査票（様式1）」により事前調査を行います。なお、1次審査通過後に「福岡市屋台営業計画書」に記載する営業希望地区（希望順位）が、調査票の記載と異なっても構いません。

(2) 募集から営業開始までのスケジュール

① 募集から営業開始までのスケジュール

募集期間	令和8年4月27日(月)～6月8日(月)	
説明会	令和8年5月17日(日)	
審査期間	1次審査(筆記試験)	7月5日(日)
	1次審査結果通知	7月上旬(予定)
	2次審査用書類(営業計画書等)提出期間	7月上旬～8月中旬(予定)
	2次審査A(書類審査)	8月下旬～10月上旬(予定)
	2次審査B(面接審査)	10月中旬～11月上旬(予定)
	2次審査結果通知	12月上旬(予定)
屋台営業候補者決定通知	12月上旬(予定)	
※以下、屋台営業候補者決定後		
営業区画の選択	令和8年12月中旬(予定)	
講習会	令和8年12月下旬(予定)	
各種許可申請	令和9年2月～4月(予定)	
営業開始日	令和9年4月1日～5月31日(予定)	

この間に
屋台従事体験
希望者を募集
※P10(8)参照

※ 令和9年5月6日(木)までに市道等占用許可の申請がなされなかったとき又は令和9年5月31日(月)までに営業を開始しないときは、やむを得ない場合を除き、屋台営業候補者決定を取り消します。

② 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を、以下のとおり受け付けます。

■受付期間：令和8年4月28日(火)～5月18日(月) (必着)

■受付方法：「質問書(様式2)」に記入のうえ、郵送、ファクス、持参又は電子メールで、事務局(13ページ参照)へご提出ください。持参の場合、受付時間は、午前9時15分～午後5時まで(午後0時～午後1時までを除く)とします。

■回答方法：質問及びその回答は、令和8年5月22日(金)までに福岡市HPに掲載します。質問者の氏名等は公表しません。意見表明や今回の公募に直接関係しない内容などには回答しないことがあります。

③ 屋台営業に関する説明会

これから屋台営業を始めたい方や、屋台営業に関心のある方を対象に、公募により屋台を始めた営業者によるトークセッションを行います。屋台営業の魅力ややりがいに加え、開業準備や日々の営業での苦勞、工夫など、実体験をご紹介します。

■日 時：令和8年5月17日（日）午前10時30分～午後0時（受付：午前10時～）

■場 所：Fukuoka Growth Next 1階 イベントスペース
（福岡市中央区天神2丁目6-11）

■定 員：先着20名（事前申込制）

■申込方法：以下の内容を記入のうえ、電子メールで事務局（メールアドレスは13ページ参照）へお申込みください。申込結果は3営業日以内に返信します。

件名：屋台営業に関する説明会の申込
本文：氏名、電話番号

④ 公募に関する説明会

応募手続や審査の手順など、募集のポイントや留意点を説明します。

本募集要項の内容に沿って説明しますので、必ず募集要項をご持参ください。

■日 時：令和8年5月17日（日）午後1時30分～午後2時30分（受付：午後1時～）

■場 所：福岡市役所 15階 講堂（福岡市中央区天神1丁目8-1）

■定 員：100名程度（申込不要）

※ ③及び④の説明会共通の注意事項

- ・原則、応募者本人がご参加ください。
- ・各説明会の参加費は無料です。
- ・各説明会の参加の有無は、応募（選考）には影響しません。
- ・説明会では、審査基準など審査の具体的な内容に関する質問には一切お答えできません。また、公募に関する意見表明や今回の公募に直接関係しない内容には、回答しないことがあります。
- ・各説明会の内容は、後日動画で配信予定です。
- ・当日は報道機関のテレビカメラ等が入る可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 応募資格

- ① 応募日において、年齢満18歳以上の個人であること。
- ② 福岡市の市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ③ 福岡市以外の市区町村の市町村民税を滞納していないこと。
- ④ 屋台営業者（過去に屋台営業者であった者を含む。）として、条例第10条第1項第1号ウにより市道等占用許可又は公園占用等許可の更新が行われなかった事実、市道等占用許可又は公園占用等許可の効力が停止された事実、市道等占用許可又は公園占用等許可の効力が取り消された事実がないこと。
- ⑤ 応募時において屋台営業者である者にあつては、令和9年4月1日以降、本公募による営業候補者として決定を受けなければ、福岡市の市道等占用許可を受けて屋台営業を行うことができないこと。
- ⑥ 暴力団員でないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員との密接な関係がないこと。

応募資格の審査のため、応募者の個人情報、警察その他の関係機関に提供し、又は関係機関から提供を受けることがあります。その旨を同意うえ応募してください。

(4) 応募手続

① 応募書類及び対象者

応募書類及び対象者は以下のとおりです。応募書類c～eについては、令和8年4月27日以降に交付されたものをご用意ください。

応募書類 (各1部提出)	対象者
a 公募屋台営業候補者応募申請書 (様式第8号)	全員
b 希望調査票 (様式1)	
c 住民票の写し (応募者本人に関する事項のみ) 注1	
d 福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書 注2	
e <u>令和6年度、令和7年度分の個人の市町村民税の滞納がないことを確認できる証明書</u> (証明書例：滞なし証明書、納税証明書、非課税証明書)	該当者のみ 注3

※ 注1

マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

※ 注2

現在、福岡市外の自治体に住所がある応募者を含め、全員提出が必要です。

下記の窓口で交付を受けることができます。オンライン、郵送による手続きについては、福岡市HP「市税証明書を取るには」をご覧ください。

なお、証明書の交付を受けるには、手数料、税の申告が必要です。

- ・福岡市内各区役所納税課 (博多区は証明発行コーナー)
- ・早良区入部出張所
- ・西区西部出張所
- ・千早証明サービスコーナー (東区なみきスクエア内)
- ・天神証明サービスコーナー (福岡市役所1階情報プラザ内)
- ・福岡市内34の郵便局

※ 詳しくは福岡市HP「郵便局での証明書請求・受け取り」をご覧ください。

※ 注3

令和6年1月1日時点又は令和7年1月1日時点で福岡市以外の自治体に住所があった応募者については、当該自治体の税務担当課において、令和6年度、令和7年度分の「個人の市町村民税の滞納がないことを確認できる証明書」の交付を受けてください。

なお、証明書の交付を受けるには、手数料、税の申告が必要です。

参考：提出対象者について (a～eは①の表に対応)

全ての応募者

a、b、c +
d 福岡市税に係る
徴収金に滞納が
ないことの証明

下記該当者のみ提出

令和6年1月1日時点又は令和7年1月1日
時点で福岡市以外の自治体に住所があった方

+ e 令和6年度、令和7年度分の
個人の市町村民税の納税証明

※ 福岡市以外の自治体に住所があった応募者も「d 福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

② 提出方法（提出期限）

応募書類については、事務局（13ページ参照）へ特定記録郵便又はレターパックによる郵送、もしくは持参により提出してください。

ファクス、電子メール等による提出は受け付けません。

なお、書類の不備により失格となる場合があります。提出の際は、「応募書類チェックリスト」により、十分にご確認ください。

また、書類の不備等により再提出が必要な場合がありますので、期限に余裕をもって提出してください。書類の不備等により再提出となった場合であっても、下記受付期限を過ぎた場合は受付できませんので、ご了承ください。

【受付時間・期限】

提出方法	受付時間・期限
郵送	令和8年6月8日（月）まで 期限内必着 ※特定記録郵便又はレターパックによらない場合の事故等については責任を負いません。
持参	令和8年6月8日（月）午後5時まで ※事務局の受付時間は、土・日・休日を除く午前9時15分～午後5時まで（午後0時～午後1時までを除く。）

③ 受付完了のお知らせ

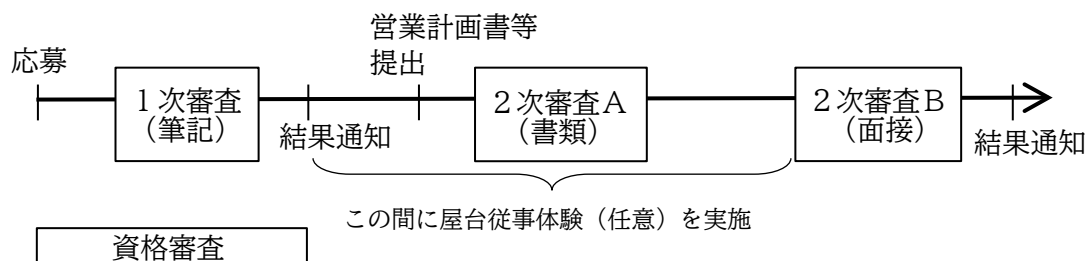
応募書類の受付完了後、「希望調査票（様式1）」に記載の電子メールアドレス宛に「受付完了のお知らせ」をお送りします。（電子メールアドレスの記載がない方は、「公募屋台営業候補者応募申請書（様式第8号）」に記載の住所にお送りします。）

※ 書類の提出後、1週間が経過しても「受付完了のお知らせ」が届かない場合は、事務局（13ページ参照）にお問い合わせください。

(5) 審査の手順

本公募においては、福岡市が求める人材（1ページに掲載）を屋台営業候補者として決定するにあたり、選定委員会において、屋台営業候補者として適当と認める者を選定（審査）します。

【審査の手順】



※筆記試験受験後に応募資格を満たしていないことが確認された場合、その時点で失格となります。

(6) 1次審査（筆記試験）

1次審査では、公共空間における屋台営業者として遵守すべき関係法令の知識等や、観光資源として福岡市を広報する際に役立つ知識等の程度を審査するため、下記のとおり、筆記試験（試験時間90分）を実施します。

審査の結果については、応募者全員に郵送により通知します。

① 日時等

日 時	令和8年7月5日（日） 集合時刻：午後1時10分（午後0時30分受付開始） 試験時間：午後1時30分～3時（予定）
場 所	TKPガーデンシティPREMIUM天神スカイホール メインホールA・B （福岡市中央区天神1丁目4-1西日本新聞会館16階）
持 参 物	鉛筆やシャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り（鉛筆を使用する場合）、本人であることを示す書類1点（マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード又は特別永住者証明書等）
試験方式	択一式及び選択式

※ 本人であることを示す書類を忘れた場合は、受験できません。

※ 試験中に使用できる時計は、計時機能だけのものに限りません。（スマートフォンやスマートウォッチなどは使用できません。）

② 審査項目・配点

審査項目	配点（点）
関係法令遵守に向けた取組 ・安全快適な公共空間の確保（占有関係） ・良好な公衆衛生の確保（食品衛生関係） ・その他の遵守事項（便所、料金明示、保管場所、ゴミ処理等） ・危機管理 等	80
屋台の魅力や質の向上のための創意工夫 ・福岡の観光に関する知識 等	20
合計	100

※ 以下の関係法令や参考資料から出題します。しっかりと学習してください。

【関係法令】

- ・福岡市屋台基本条例
- ・福岡市屋台基本条例施行規則
- ・特殊形態営業に関する取扱要綱

【参考資料】

- ・屋台営業のルールについて
- ・市が環境整備を行った設備の使用について
- ・食品衛生について
- ・食品衛生2026
- ・屋台から出る廃棄物（ごみ）の処理について
- ・屋台に係る火災予防関係法令
- ・屋外やイベント会場でLPガスを使用するお客さまへ
- ・出火したら／消火器の使い方
- ・福岡の屋台のあゆみ
- ・福岡検定
- ・福岡観光ガイドブック

③ 通過基準

原則として、筆記試験の得点が全受験者の平均点の8割以上である者を対象とし、募集区画数の3倍の人数を上限として、得点上位者を1次審査の通過者とします。

ただし、得点が同点の場合は、関係法令遵守に向けた取組に係る設問(配点80点)の得点が高い者を優先します。

④ 希望言語への対応

試験問題を希望言語で翻訳したものをご用意します。

日本語以外の試験問題を希望される場合は、応募時に「希望調査票(様式1)」に希望する言語を必ずご記入ください。

※ 試験問題の内容は、日本語で実施するものと同じです。

※ 希望された言語によっては、対応できない場合があります。その場合は、日本語又は他の言語による試験問題での受験をお願いします(事務局より事前にご連絡します)。

※ 応募締切日以降の言語変更や、追加希望は一切お受けできません(様式の提出漏れ・記入漏れの場合を含む)。

※ 希望言語への対応は1次審査における筆記試験問題のみです。2次審査(書類審査・面接審査)は、すべて日本語で実施します。

(7) 2次審査(書類審査・面接審査)

2次審査では、公共空間で行う屋台の営業計画を作成していただき、福岡市が屋台営業者として求める人材であるかを総合的に審査するため、下記のとおり、書類審査及び面接審査を実施します。

書類審査と面接審査を合わせて評価し、その結果については、「審査結果通知書」を郵送により通知します。


① 2次審査A(書類審査)

1次審査(筆記試験)通過者全員に、下記書類を提出していただきます。

営業計画書等の提出期限、提出方法については、1次審査(筆記試験)通過者に文書でお知らせします。

提出された営業計画書等の内容について、9ページの「2次審査(書類審査・面接審査)審査項目・配点表」に従い、選定委員会が審査を行います。

- ・福岡市屋台営業計画書
- ・営業時間・体制に係る計画書
- ・屋台配置計画図
- ・資金・収支計画書

※ 1次審査結果通知時に様式を同封します。「福岡市屋台営業計画書」は、福岡市HPに掲載しています。
https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/yatai/shisei/yataikoubo_3.html

② 2次審査B(面接審査)

提出された営業計画書等の内容等(※)に沿って、9ページの「2次審査(書類審査・面接審査)審査項目・配点表」に従い、選定委員会による面接を行います。

面接の日時や場所などの詳細は、書類審査期間中に通知する予定です。

※ 応募時において屋台営業者である者にとっては、令和7年度までの「屋台営業者の関係法令の遵守状況等」(毎年福岡市がホームページで公表)の内容も含まれます。ただし、条例第27条に基づく市道等占用許可等の通算期間の延長に係る審査において考慮された内容は除きます。

2次審査（書類審査・面接審査）審査項目・配点表

項目	主な内容	配点	
		書類審査	面接審査
①関係法令遵守に向けた取組		50	30
安全快適な公共空間の確保 （占有関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有時間を守るための営業スケジュールと人員体制 ・ 屋台の規格や器材の配置計画 ・ 営業時間中に営業者や従事者の車両を違法駐車しないための取組 ・ 営業時間終了後、屋台、器材及び車両等を放置しないための取組 ・ 営業場所及びその周辺をゴミや汚水で汚さないための取組 	20	
良好な公衆衛生の確保 （食品衛生関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱メニュー ・ 適正な厨房設備計画 ・ 仕込み場所・手順・手指・食器洗浄、食材の保管等についての取組 	15	
その他の遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣に公衆便所が無い場合、客等が利用する便所を確保する方法や案内の方法 ・ 料金や店のシステム（お通し等）を分かりやすく明示することの必要性や工夫 ・ 営業時間外の屋台の保管場所 ・ 屋台営業に係るごみの処理方法 	10	
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒予防の方策、及び発生時の対応 ・ 食物アレルギー対策の内容及び発生時の対応 ・ 火災の予防及び発生時の対応 ・ 客が飲酒運転を起こさないための取組 ・ 感染症対策 	5	
②屋台の魅力や質の向上のための創意工夫、地域貢献に向けた取組		40	20
従来の福岡らしい屋台文化を守るとともに、新たな魅力を創出するための創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋台が福岡の魅力であることについての考え ・ 屋台の魅力を守り、将来に残していくための取組とその実現性 ・ 屋台の新たな魅力を創出するための取組とその実現性 ・ 福岡に来られる観光客（外国人を含む）に対するおもてなしの工夫とその実現性 ・ キャッシュレス決済、レシート（注文明細）発行の導入 	25	
地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の場で営業することについての考え ・ 営業場所周辺での地域貢献活動とその実現性 	15	
③総合評価		10	50
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【書類・面接共通】計画の具現性（資金計画・収支計画） ・ 【面接のみ】計画の具現性（屋台の営業力、持続性） ・ 【面接のみ】まちの魅力を高めようとする意欲 	10	
		100	100

※ 1次審査の結果は2次審査の得点が同じ場合を除き、2次審査に反映されません。

※ 2次審査の得点が同じ場合は、1次審査の得点が高い方を上位とします。

(8) 屋台従事体験（任意）について

「屋台従事体験（任意）」は、屋台営業者団体を通じ、営業している屋台において、実際に設営から撤去までの業務を体験していただくものです。

屋台従事体験（任意）の詳細は、1次審査通過者への通知時にお知らせします。

※ 体験に対する報酬・賃金は発生しません。

※ 体験に伴って生じた事故・損害については、福岡市は一切責任を負いません。

(9) 屋台営業候補者決定後の流れ

① 決定後のスケジュール

屋台営業候補者決定通知は、令和8年12月上旬を予定しています。

屋台営業候補者となられた方は、令和9年4月以降の営業開始に向けた準備をお願いします。なお、屋台営業にあたって必要な許可の申請については、11ページ「3 屋台営業に伴う許可等について」をご覧ください。

② 屋台営業候補者決定通知後の辞退

屋台営業候補者の決定通知が送付された後、辞退する場合は、速やかに「辞退届（申請取下書）（様式3）」を提出してください。

③ 屋台営業候補者決定通知後の取消し

令和9年5月6日（木）までに市道等占用許可の申請がなされなかったとき 又は、令和9年5月31日（月）までに営業を開始しないときは、やむを得ない場合を除き、屋台営業候補者決定を取り消します。

④ 補欠候補者について

屋台営業候補者の決定に合わせ、若干名の補欠候補者を決定します。

辞退等により屋台営業が開始されない区画がある場合に、補欠候補者に意思確認を行い、屋台営業を希望する場合は、当該募集区画の屋台営業候補者とします。

(10) 営業地区及び営業区画の決定

営業地区については、「福岡市屋台営業計画書」に記載していただいた営業希望地区（希望順位）に基づき、成績順に決定します。

営業区画については、屋台営業候補者決定通知とともに営業区画希望確認書をお送りし、同一営業地区内の成績上位者から順に希望を確認のうえ、決定します。

(11) 応募に関する留意事項

① 接触の禁止

選定委員会の委員、本市事務局職員及び本市関係課職員に対して、本件応募に関連する接触を禁じます（第三者を通じての接触を含む）。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

ただし、屋台営業に必要な許可の基準に関する事など、法令遵守のために必要な相談等については、この限りではありません。

② 重複応募の禁止

応募は1人につき1件とします。重複応募の場合は、全て失格とします。

③ 応募内容変更の禁止

提出書類の内容を変更することはできません。

- ④ 虚偽の記載をした場合の取扱い
提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格（決定後であれば決定の取消し）とします。
- ⑤ 応募の辞退
提出書類を提出した後に辞退する際には、速やかに「辞退届(申請取下書)(様式3)」を提出してください。
- ⑥ 費用負担
証明書の発行手数料や提出書類のコピー代など、応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- ⑦ 提出書類の取扱い
受付が完了した提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑧ 提出書類の知的財産権
提出書類の知的財産権は、それぞれ作成した応募者に帰属します。ただし、営業計画書等の内容について情報公開請求があった時、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ⑨ 追加書類の提出
本市が必要と認める際には、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑩ 個人情報の取扱い
本市が今回の公募に際して応募者から取得した個人情報は、本公募の目的にのみ使用します。

3 屋台営業に伴う許可等について

屋台営業にあたって必要な許可（市道等占用許可、道路使用許可及び飲食店営業許可）は以下のとおりです。必要な申請手続きの日程等については、屋台営業候補者決定通知と併せてお知らせします。

(1) 申請窓口等について

① 営業場所が「道路」の場合 ※清流公園以外の全ての地区が該当

許可の名称	申請窓口	期間等	占用料、手数料等
市道等占用許可	博多区 管理調整課 中央区 管理調整課	3か月単位の 申請・許可	占用料 123,750円 (月額41,250円) ※上下水道等環境付帯設備 がある場合は、当該設 備使用料を併せて納付
道路使用許可	管轄の警察署 (道路使用許可担当課)	2か月単位の 申請・許可	申請手数料 2,400円
飲食店営業許可	博多衛生課 中央衛生課	6年単位の 申請・許可	申請手数料 16,600円 ※更新手数料 8,300円

② 営業場所が「公園」の場合 ※清流公園のみ該当

許可の名称	申請窓口	期間等	占用料、手数料等
公園占用等許可	博多区 管理調整課	3か月単位の申請・許可	占用料 67,140円 (月額22,380円) 使用料 36,000円 (月額12,000円) ※上下水道等環境付帯設備がある場合は、当該設備使用料を併せて納付
飲食店営業許可	博多衛生課	6年単位の申請・許可	申請手数料 16,600円 ※更新手数料 8,300円

<占用料、使用料及び手数料等について>

道路占用料は令和8年度の金額であり、単価の改定などにより、令和9年度以降、変更になることがあります。その他手数料等も令和9年度の予定金額であり、経済情勢の変動、法令の改正その他の事情変更により、改定することがあります。

<上下水道等環境付帯設備について>

区画によっては、汚水桝や受電箱が市の管理物ではない場合があります。また、各設備を使用するにあたっては、供給事業者との利用契約締結が必要となり、併せてメーター等の設置費用が掛かる場合があります。

<飲食店営業許可について>

屋台は、通常の飲食店と異なり、簡易な施設での営業となるため、提供食品については、「提供直前の十分な加熱により提供できる食品」に限ります。また、営業許可を取得するためには、施設基準に適合する必要があります。ご不明な点は、あらかじめ各衛生課にお問い合わせください（問い合わせ先は13ページ参照）。

なお、飲食店営業許可を取り消され、2年を経過していない人など、飲食店営業許可を得ることができない場合があります。

(2) 市道等占用許可等の通算期間（営業期間）の上限

公募屋台営業者の市道等占用許可等の通算期間（営業期間）の上限は、3年以内であり、今回の募集においては、令和12年3月31日までです。

ただし、一定の条件のもと、2回まで延長申請が可能です（延長の期間は、1回目は2年以内、2回目は5年以内）。

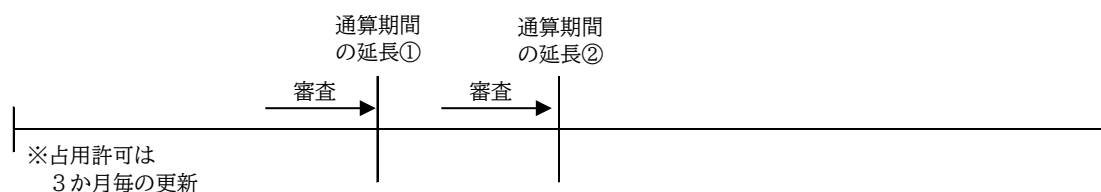
公募屋台営業者からの延長申請があったときは、営業状況、屋台の効用、市の魅力向上への貢献などを考慮して審査を行います。

R9.4.1以降

R12.3.31

R14.3.31

R19.3.31（最長）



(3) 問い合わせ先一覧

●公募について

問い合わせ先	電話番号
経済観光文化局 屋台課	092-733-5933

●滞納がないことの証明について

問い合わせ先	電話番号
■福岡市内の場合	
東 区 納税課	092-645-1021
博多区 納税課	092-419-1022
中央区 納税課	092-718-1049
南 区 納税課	092-559-5031
城南区 納税課	092-833-4024
早良区 納税課	092-833-4318
西 区 納税課	092-895-7013
■福岡市外の場合	
お住まいの市区町村の税務担当課	—

●市道等占用許可について（※清流公園以外）

問い合わせ先	電話番号
道路下水道局 路政課	092-711-4458
博多区 管理調整課	092-419-1061
中央区 管理調整課	092-718-1086

●公園占用許可・行為許可について（※清流公園）

問い合わせ先	電話番号
住宅都市みどり局 みどり運営課	092-711-4407
博多区 管理調整課	092-419-1061

●飲食店営業許可について

問い合わせ先	電話番号
保健医療局 博多衛生課	092-419-1126
保健医療局 中央衛生課	092-761-7356

●道路使用許可について

問い合わせ先	電話番号
福岡県博多警察署（道路使用許可担当課）	092-412-0110
福岡県中央警察署（道路使用許可担当課）	092-734-0110

<事務局・応募書類等の提出先>

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1（福岡市役所14階）

経済観光文化局 屋台課

電話：092-733-5933 FAX：092-733-5901 E-mail：yatai.EPB@city.fukuoka.lg.jp